

平成18事業年度

事業報告書

独立行政法人肥飼料検査所

目次

I	業務の目的及び内容	1
II	主たる事務所及び従たる事務所の所在地	1
III	資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減	2
IV	役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴	3
V	常勤職員数及びその増減	3
VI	法人の沿革	3
VII	根拠法(設立根拠法)	4
VIII	主務大臣	4
IX	年度計画に定めた項目ごとの実績	別添
X	法人の組織図	4

I 業務の目的及び内容

1 業務の目的

独立行政法人肥飼料検査所は、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、肥料、飼料及び土壌改良資材の品質の保全を図ることを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。
- (2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
- (3) 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導を行うこと。
- (4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査を行うこと。
- (5) (1)～(4)の業務に附帯する業務を行うこと。
- (6) 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項又は第33条の3第2項の規定による立入検査、質問及び収去を行うこと。
- (7) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去を行うこと。
- (8) 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定による立入検査を行うこと。
- (9) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去を行うこと。

II 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

- (1) 主たる事務所の住所
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
(岩槻ほ場：埼玉県さいたま市岩槻区大字浮谷字寺家2082番1、2085番1)
- (2) 従たる事務所の住所
 - ① 札幌事務所
北海道札幌市中央区大通西10丁目4番1 札幌第二合同庁舎
 - ② 仙台事務所
宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第三合同庁舎
 - ③ 名古屋事務所
愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 名古屋農林総合庁舎第二号館
 - ④ 大阪事務所
大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第二号館別館
(堺ほ場：大阪府堺市田出井町698の53)
 - ⑤ 福岡事務所
福岡県福岡市東区千早3丁目11番15号

Ⅲ 資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減

(単位：円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	政府出資金	1,671,210,900			1,671,210,900	
	計	1,671,210,900			1,671,210,900	
資本剰 余金	施設整備費 補助金	121,888,092	28,040,713		149,928,805	
	運 営 費 交 付 金	119,060	21,030	840	139,250	
	施設整備資 金貸付金償 還時補助金	581,093,741			581,093,741	
	無 償 譲 与	3,270,000		72,000	3,198,000	電話加入権 無償譲与
	出 資 財 産 除売却差額	△ 78,590,000	△7,277,000		△85,867,000	出資財産 除去差額
	計	627,780,893	20,784,743	72,840	648,492,796	
	損益外減価 償却累計額	△ 439,298,556	△97,292,495	△4,482,110	△532,108,941	
	損益外減損 損失累計額		△1,556,850		△1,556,850	
	差引計	188,482,337	△78,064,602	△4,409,270	114,827,005	

IV 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

【定数：理事長1、理事1、監事2】

〔常勤役員〕

(平成19年3月31日現在)

役職名	氏名	任期		記事
		就任年月日	満了年月日	
理事長	上原 孝吉	17. 4. 1	21. 3. 31	
理事	今井 伸治	17. 4. 1	19. 3. 31	

*理事は、平成19年3月30日付けで農林水産省へ異動した。

〔非常勤役員〕

役職名	氏名	任期		記事
		就任年月日	満了年月日	
監事 (非常勤)	阿部 亮	17. 4. 1	19. 3. 31	
	小林 公英	17. 4. 1	19. 3. 31	

V 常勤職員数及びその増減

定数：148人

18年度当初（平成18年4月 1日）：147人

18年度末（平成19年3月31日）：145人

VI 法人の沿革

明治32年 各地方庁に肥料検査官吏を置き肥料検査業務を開始

昭和22年 農林省肥料検査所の設置

昭和28年 畜産局飼料課分室（分析機関）を設置

昭和35年 飼料検査所を設置

昭和38年 肥料検査所と飼料検査所が統合して肥飼料検査所となる
平成13年 独立行政法人となる

VII 根拠法（設立根拠法）

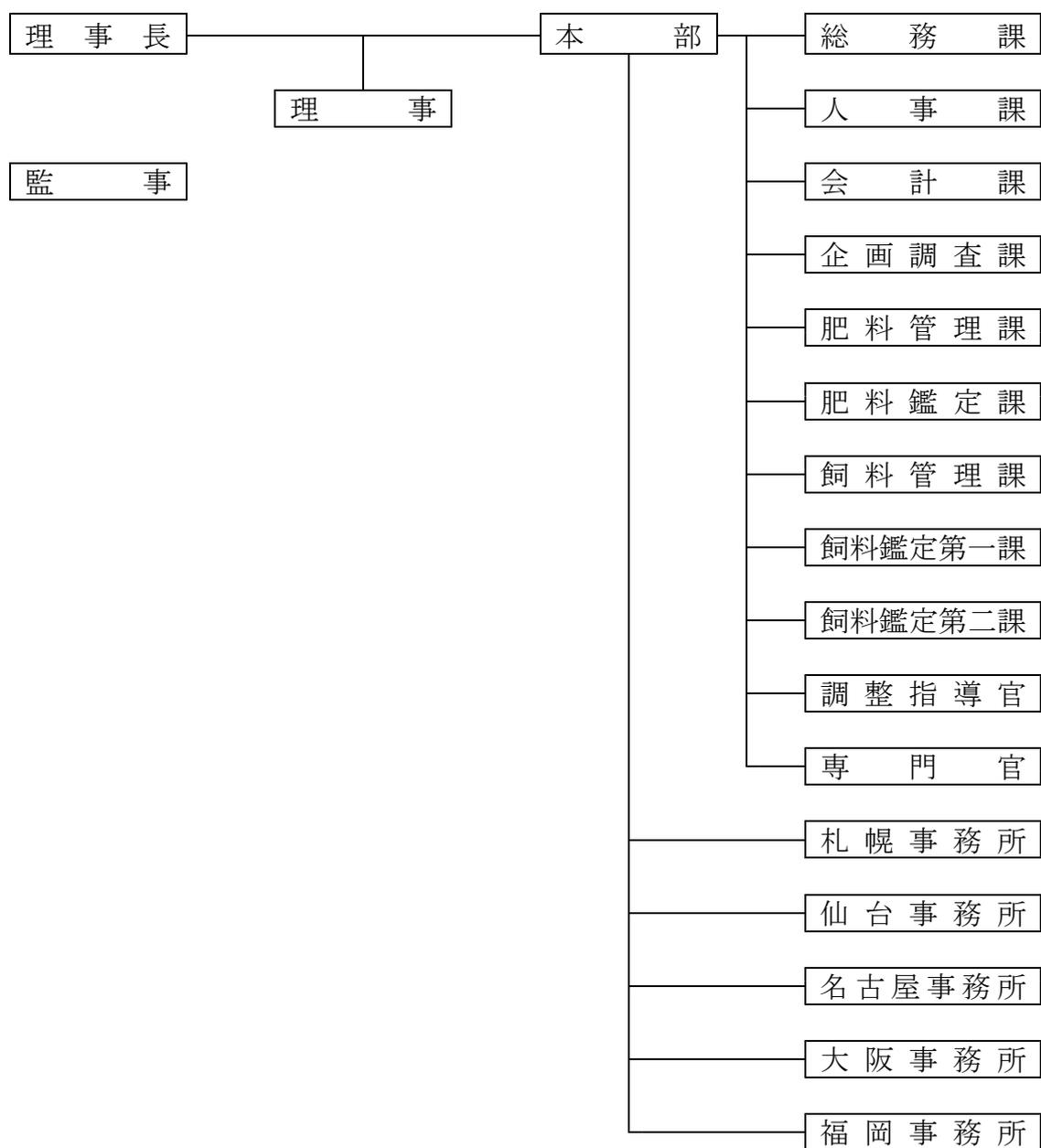
独立行政法人肥飼料検査所法（平成11年法律第186号）

VIII 主務大臣

農林水産大臣

IX 年度計画に定めた項目ごとの実績（別添）

X 法人の組織図



独立行政法人肥飼料検査所平成18年度事業報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業年度報告
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の重点化・効率化</p> <p>(1) 肥料関係業務</p> <p>ア 肥料の検査等業務</p> <p>調査結果の報告については、肥料の安全性の確保の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向上等を図ることにより、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（新規登録及び登録証の書替交付等の申請：30日、登録更新申請：15日）に対して5%削減する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業務の重点化・効率化</p> <p>(1) 肥料関係業務</p> <p>ア 肥料の検査等業務</p> <p>再生資源の利用促進により、汚泥等有害成分を含むおそれの高い肥料の銘柄の登録申請数が依然として高水準で推移することが見込まれる中で、肥料の安全性の確保と食の安全の効率的、かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査結果の報告までの期間を5%削減するため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>(7) 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの改訂・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行うとともに、職員の間合せ対応能力の向上を図ることにより、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。</p> <p>(イ) 肥料原料や材料のデータベースを、インターネットVPNを用いて事務所間で共有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図る。</p> <p>(ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化等を図る</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の重点化・効率化</p> <p>(1) 肥料関係業務</p> <p>ア 肥料の検査等業務</p> <p>肥料の安全性の確保と食の安全の効率的、かつ効果的な推進に資するため、登録申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査結果の報告までの期間を中期目標期間中に5%削減するため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>(7) 登録申請に関する問合せ事務の合理化を図るため、登録申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂し要請に基づき配布するとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうように努める。</p> <p>また、併せて接遇研修等を実施し職員の間合せ対応能力の向上を図る。</p> <p>(イ) 新たな製法による銘柄の登録申請があった場合には、インターネットVPNを用いて事務所間で情報を共有化し、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るとともに、肥料原料や材料のデータベース化を引き続き行う。</p> <p>(ウ) 分析・鑑定業務の効率化等を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の重点化・効率化</p> <p>(1) 肥料関係業務</p> <p>ア 肥料の検査等業務</p> <p>肥料の安全性の確保と食の安全の効率的、かつ効果的な推進に資するため、登録申請1,366件に係る調査を質を確保しつつ、結果報告に要する期間を削減するため、次に掲げる事項に取組み、年間平均で28日と目標期間に対して6.7%削減した。</p> <p>(7) 登録申請に関する問合せ事務の合理化を図るため、登録申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂し要請に基づき配布するとともに、ホームページに登録更新手続きの変更及び肥料登録申請手続きの概要等を掲載し、情報の活用を促進した。</p> <p>また、問合せ対応能力の向上を図るため、国が主催する食品安全に係る科学セミナー（食品の安全に係る消費者相談の受付から情報提供まで）及び窓口クレーム対応研修に各1名参加するとともに、窓口業務に係る職員13名に対して接遇研修を実施した。</p> <p>(イ) 登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るため、新たな製法による銘柄の登録申請があった151件について、登録申請書を電子データ（PDF）化し、インターネットVPNを用いて事務所間で情報を共有化実施した。</p> <p>また、平成14年度から開始した肥料原料や材料のデータベース化を平成18年度も引き続き行い、平成18年度末までに3,293件（原料207件、材料3,086件）を集積した。</p> <p>(ウ) 分析・鑑定業務の効率化等を図るため、日本土壤肥料学会等12件に延べ20名参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。</p>

また、収去品の検査については、重金属等肥料中に含まれる有害成分の含有量等の分析を重点的に行うとともに、分析技術の高度化、分析機器の有効活用及び効率的な運用を図ること等により、中期目標期間中に、成分1点あたりに要する分析時間を、平成17年度を基準として5%削減する。

さらに、調査研究等業務については、肥料中の人畜に被害を生じる農産物が生産されるおそれのある有害成分の評価手法の開発等安全性の確保に資する分野に重点化する。

る。

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料においても同様な事例が認められる中、これら成分の検査結果を迅速に判定することが求められている。従って、成分1点あたりに要する分析時間を5%削減するため、次に掲げる事項を推進する。

(7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うこと等により検査の効率化を図る。

(4) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてアウトソーシングを推進することにより業務の合理化を図る。

(ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。

(イ) 機器分析研修等を積極的に受講させ、職員の分析技術の高度化に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。

さらに、調査研究等業務については、以下の分野をはじめとした肥料の施用により人畜に有害な農産物の生産の未然防止及び国民の健康の確保に資する分野に重点化する。

(7) 産業廃棄物や汚泥を原料とした肥料の経年施用による有害成分の土壌への蓄積量や農産物への残

文献・報文の収集を行う。

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料においても同様な事例が認められる中、これら成分の検査結果を迅速に判定することが求められている。従って、成分1点あたりに要する分析時間を中期目標期間中に5%削減するため、次に掲げる事項を推進する。

(7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うこと等により検査の効率化を図るため、汚泥肥料の原料の溶出試験を本部に集中して実施する。

(4) 専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討することにより、アウトソーシングを推進し、業務の合理化を図る。

(ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。

(イ) 機器分析研修等を積極的に受講させ、職員の分析技術の高度化に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。

さらに、調査研究等業務については、肥料の施用による人畜に有害な農産物の生産の未然防止と国民の健康の確保に資する分野に重点化し、カドミウム含有肥料の経年施用による土壌への蓄積と農産物への残留の調査を実施する。

なお、農林水産省から要請のあった事項については

また、平成12年度から汚泥肥料の検査を始めたところであるが、安全性に係る有害成分の基準値を超える違反が多数確認されるとともに、輸入肥料においても同様な事例が認められる中、これら成分の検査結果を迅速に判定するため、次に掲げる事項を推進した。これにより0.8%削減相当の効率化を図った。

(7) 収去品の検査については、成分分析点数として11,524点実施した。検査の効率化を図るため、このうち、汚泥肥料の原料の溶出試験(23件、413点)を本部で集中して実施した。

(4) 業務の合理化を図るため、専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討し、電気加熱原子吸光分析用標準液の調製のアウトソーシングを実施した。

(ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、日本土壤肥料学会等12件に延べ20名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。

(イ) 環境省主催の機器分析研修等13件に延べ25名の職員の参加し、分析技術の高度化に努めた。

さらに、調査研究等業務について、肥料の施用による人畜に有害な農産物の生産の未然防止と国民の健康の確保に資する分野に重点化し、以下の調査について行った。

- ・カドミウム含有肥料の経年施用による土壌への蓄積、農作物(大豆)への残留・吸収試験
 - ・汚泥肥料の大量施用による農作物(大豆)へのカドミウム等の吸収試験
 - ・カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査
- なお、農林水産省からの要請事項はなかった。

留量の調査等、公定規格の設定の検討に資する調査

- (イ) 肥料中の有害成分の適正な評価手法の開発なお、農林水産省から要請のあった事項については、最重点課題として対応する。

最重点課題として対応する。

イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務
肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平成17年度を基準として30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料を重点的に行うこととし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として50%増加させる。

イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務
肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料について重点的に行うこととし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に50%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数を中期目標期間中にいずれも30%以上削減するとともに、

- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点

イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務
肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に30%増加させる。また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料について重点的に行うこととし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に50%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数をいずれも10%以上削減するとともに、

- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点

イ 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務

肥料取締法に基づく立入検査については、各月毎に立入検査等を実施する週を設定する等により、効果的かつ効率的な検査の実施に努めた。また、立入検査及び立入検査時の収去について、次に掲げる事項を推進し、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることにより、汚泥肥料等の生産事業場への立入検査及び収去点数を前年度に対してそれぞれ7ポイント増加させ、安全性確保の充実を図った。

表1 有害成分を含むおそれの高い肥料の全体の立入検査事業所及び収去点数に占める割合

	H18実績	H17実績
立入検査件数	42.9%	35.9%
収去点数	25.7%	18.7%

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数をいずれも10%以上削減した。

表2 汚泥肥料等以外の普通肥料の立入検査件数及び収去点数

	H18実績	H17実績	対前年度増減率
立入検査件数	390件	434件	△10.1%
収去点数	764点	919点	△16.9%

- (イ) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数をそれぞれ10、20%以上増加した。

数を中期目標期間中にそれぞれ30、50%以上増加させることとする。

数をそれぞれ10、20%以上増加する。

	H18実績	H17実績	対前年度増減率
立入検査件数	293件	243件	20.6%
収去点数	264点	212点	24.5%

立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40日）に対して10%削減する。

また、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40日）に対して10%削減させるため、次に掲げる事項を推進する。

また、立入検査の結果の報告については、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（40日）に対して10%削減させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。
- (4) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてアウトソーシングを推進することにより業務の合理化を図る。
- (ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。
- (イ) インターネットVPNの活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図る。

- (7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図るため、汚泥肥料の原料の溶出試験を本部に集中して実施する。
- (4) 専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討することにより、アウトソーシングを推進し、業務の合理化を図る。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。
- (イ) インターネットVPNの活用により本部への報告等事務処理の効率化を図るため、インターネットVPNへの掲載様式を作成する。

また、立入検査の結果の報告については、次に掲げる事項を推進し、農林水産省の指示から報告までに要する期間を現行の目標期間（40日）に対して2.5%削減した。

- (7) 検査の効率化を図るため、立入検査において収去した汚泥肥料の原料の溶出試験（23点、413成分）を本部に集中して実施した。
- (4) 業務の合理化を図るため、専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討し、電気加熱原子吸光分析用標準液の調製のアウトソーシングを実施した。
- (ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、日本土壤肥料学会等12件に延べ20名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った
- (イ) 本部への報告等の事務処理の効率化を図るため、立入検査実施計画等について、インターネットVPNへの掲載様式を定め、活用した。

(2) 飼料及び飼料添加物関係業務

(2) 飼料及び飼料添加物関係業務

(2) 飼料及び飼料添加物関係業務

(2) 飼料及び飼料添加物関係業務

ア 飼料中の飼料添加物、有害物質のモニタリング検査について、分析試験業務の効率化を図り、中期目標期間中に、試験に従事する職員1人当たりの試験点数を平成17年度の実績に対して少なくとも5%増加させ、もって輸入飼料等のモ

ア 飼料中の飼料添加物、有害物質のモニタリング検査について、試験に従事する職員1人当たりの試験点数を増加させるために当該年度に取り組むべき課題及び職員1人当たりの目標とする試験点数を年度計画に定め、分析法の改良、分析技

ア 飼料中の飼料添加物、有害物質のモニタリング検査について、試験に従事する職員1人当たりの試験点数を増加させるために、GC-MS、LC-MSによる一斉分析法の開発及び収去品分析への適用により分析業務の効率化を図り、職員

ア 飼料中の飼料添加物、有害物質のモニタリング検査について、GC-MS、LC-MSによる有害物質等の一斉分析法の開発・改良を行い、この分析法の活用により、試験に従事する職員1人当たりの分析成分数を2,586点とし、5%以上の増加を図った。
また、モニタリング検査について輸入飼料を中心とした飼料中の有害物質等に重点化し、飼料等の安全性の確保の充実を図った。
さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務につ

ニタリング検査を充実強化する。

また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。

さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、毎年度適正な評価を図りつつ重点化して実施する。

術の高度化等による分析業務の効率化を図り、中期目標期間の最終年度において試験に従事する職員1人当たりの試験点数を平成17年度の実績に対して5%増加する。

また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。

さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、かつ「飼料分析基準検討会」等における適正な評価を図りつつ効率的に重点化して実施する。

1人当たりの目標とする試験点数を年間1,000点とし、平成17年度の実績に対して5%以上増加する。

また、モニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化して実施する。

さらに、分析法の開発・改良、調査研究等業務については、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、かつ「飼料分析基準検討会」等における適正な評価を図りつつ効率的に重点化して実施する。

いては、農林水産省からの要請や飼料等の安全性に関する課題を勘案し、重点化して18成分について実施した。

これらの分析法は、「飼料分析基準検討会」において学識経験者による評価を受けた上で農林水産省に報告した。

イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第57条第1項の規定に基づく立入検査等については、以下のとおり実施する。

(7) 検査の重点化

各年の飼料の流通状況を勘案して、輸入飼料中の動物由来たん白、安全性未確認遺伝子組換え体を含むおそれのある飼料、農薬が残留しているおそれのある飼料等によりリスクの高い飼料等に検査対象を重点化して効果的かつ効率的に実施する。

(4) 検査結果報告の迅速化
立入検査等の結果及び収去飼料の試験結果の報告については、事務手続きの見直し等を行い、中期目標期間中に、現行の報告に要する日数から少

イ 飼料安全法第57条第1項の規定に基づく立入検査等については、以下のとおり実施する。

(7) 検査の重点化

立入検査等については、年間600箇所以上を目途とし、各年の飼料の流通状況を勘案して、重点化する検査対象を年度計画に定めて、効果的かつ効率的に検査を実施する。

(4) 検査結果報告の迅速化
立入検査等の結果及び収去飼料の試験結果の報告については、事務手続き等の見直しを行い、中期目標期間中に、現行の報告に要する日数から少

イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「飼料安全法」という。）第57条第1項の規定に基づく立入検査等については、以下のとおり実施する。

(7) 検査の重点化

立入検査等については、牛海綿状脳症の発生防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等に重点化して飼料倉庫、サイロ、飼料等製造事業場等に、年間600箇所以上を目途とし、効果的かつ効率的に検査を実施する。

(4) 検査結果報告の迅速化
立入検査等の結果及び収去飼料の試験結果の報告については、農林水産大臣への報告に要する期間を短縮するため、インターネットVPNを活用

イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「飼料安全法」という。）第57条第1項の規定に基づく立入検査等については、以下のとおり実施した。

(7) 検査の重点化

立入検査については、農林水産省から示された方針に基づき、牛海綿状脳症の発生防止、飼料の有害物質による汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等を目的としたものに重点化して、615事業場に対して実施した。

また、検査の実施に当たっては、各月毎に立入検査等を実施する週を設定する等により、効果的かつ効率的な検査の実施に努めた。

(4) 検査結果報告の迅速化

立入検査等の結果及び収去飼料の試験結果の農林水産大臣への報告については、事務処理に係る既存の規程の改訂を行い、インターネットVPNを活用した本部及び各事務所間における報告事務の簡素化等を行い、報告に要する期間の短縮に努めた。

<p>なくとも業務日数で5日間短縮し、立入検査結果にあつては立入検査の日から25日以内に、また収去品の試験結果にあつては試験を終了した日から15日以内に報告する。</p>	<p>なくとも業務日数で5日間短縮し、立入検査結果については立入検査の日から25日以内に、また、収去品の試験結果については試験を終了した日から15日以内に報告する。</p>	<p>して各事務所間の報告を簡素化する。</p>									
<p>(3) 土壤改良資材関係業務 ア 集取品の検査 集取品の検査については、集中的な検査を行うこと等により、平成17年度を基準として、中期目標期間中に、集取品1点あたりに要する試験時間を約10%削減する。</p>	<p>(3) 土壤改良資材関係業務 ア 集取品の検査 集取品の検査については、集中的な検査と同資材の集中試験による迅速化等を図り、平成17年度を基準として、中期目標期間中に、集取品1点あたりに要する試験時間を10%削減する。</p>	<p>(3) 土壤改良資材関係業務 ア 集取品の検査 集取品の検査については、平成17年度を基準として、中期目標期間中に、集取品1点あたりに要する試験時間を10%削減するため、集中的な検査と同資材の集中試験による迅速化を行う。</p>	<p>(3) 土壤改良資材関係業務 ア 集取品の検査 集取品(30点)の検査については、集中的な検査と集中試験による迅速化を行い、平成17年度を基準として、集取品1点あたりに要する試験時間を16.3%削減した。</p> <p>表4 集取品1点あたりに要する試験時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18実績</th> <th>H17実績</th> <th>対前年度増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験時間</td> <td>7.45時間</td> <td>8.90時間</td> <td>△16.3%</td> </tr> </tbody> </table>		H18実績	H17実績	対前年度増減率	試験時間	7.45時間	8.90時間	△16.3%
	H18実績	H17実績	対前年度増減率								
試験時間	7.45時間	8.90時間	△16.3%								
<p>イ 地力増進法に基づく立入検査 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査については、表示が不適切な製造業者、新規業者等に重点化を図るとともに、立入検査の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。</p>	<p>イ 地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づく立入検査 効率的かつ効果的な立入検査を行っていくため、過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に対する立入検査業務の重点化を図るとともに、立入検査の結果の報告については、集中的な試験による迅速化、稟議手続き等の合理化等事務処理の効率化を図り、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。</p>	<p>イ 地力増進法に基づく立入検査 効率的かつ効果的な立入検査を行っていくため、過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等に対する立入検査業務の重点化を図るとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、中期目標期間中に平成17年度を基準として30業務日に短縮するため、上記の対応に併せ稟議手続きの合理化等事務処理の効率化を図り、本年度は5業務日短縮する。</p>	<p>イ 地力増進法に基づく立入検査 地力増進法に基づく立入検査については、過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等32件に対する立入検査業務の重点化を図り、効率的かつ効果的に実施した。また、事務処理の効率化を図るため、結果の報告については、稟議手続きの合理化等を行い、平成17年度を基準として5業務日短縮し35日以内に報告した。</p>								
<p>2 組織体制の整備 (1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的に業務を推進するための業務態</p>	<p>2 組織体制の整備 (1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的業務運営のための組織体制整備</p>	<p>2 組織体制の整備 (1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するために、理事長の指導の下、効率的業務運営のための組織体制</p>	<p>2 組織体制の整備 (1) 効率的業務運営のための組織体制整備を適切に推進するため、独立行政法人肥飼料検査所(以下「検査所」という。)、独立行政法人農林水産消費技術センター及び独立行政法人農薬検査所(以下「検査検定3法人」という。)</p>								

<p>勢を整備する。</p>	<p>を適切に推進するため、「業務運営改善委員会（仮称）」による検討を行う。</p>	<p>整備を適切に推進するため、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という）、独立行政法人農林水産消費技術センター及び独立行政法人農業検査所（以下「検査検定3法人」という。）合同の「業務運営改善委員会（仮称）」による検討を行う。</p>	<p>の部課長を構成員とする「業務運営改善委員会」を設置し、事務事業の効率化等について検討を行った。 また、組織体制及び事務事業の効率化等について検討を行うため、検査検定3法人の役員を構成員とする「検査3法人統合準備委員会」を設置するとともに、同委員会のもと、業務に関する事項を検討する業務検討グループ及び人事、会計等総務に関する事項を検討する総務検討グループを設置し、細部事項の検討を行うとともに、農林水産省との綿密な連携の下に統合準備作業を進めた。</p>
<p>(2) 業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する内部監査体制の充実・強化を図る。</p>	<p>(2) 予算の執行及び会計経理の適正を期するため、会計内部監査実施規則の規定に基づき、本部及び地方事務所の書面監査及び実地監査を毎年度実施する。</p>	<p>(2) 予算の執行及び会計経理の適正を期するため、会計内部監査実施規則の規定に基づき、本部及び地方事務所の書面監査及び実地監査を実施する。</p>	<p>(2) 予算の執行及び会計経理の適正を期するため、会計内部監査実施規則の規定に基づき、本部及び地方事務所の書面監査及び実地監査を実施した。</p>
<p>(3) 検査検定3法人の統合に向けた検討を行う中で、そのメリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、組織について、管理部門等の効率化を含めた再編統合を行い、早期に一体的な運営を図るための検討を行う必要がある。このため、統合後の組織体制の検討及び円滑な再編を実施するための必要な体制を整備する。</p>	<p>(3) 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するため、検査検定3法人を横断した体制を整備する。</p>	<p>(3) 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するため、検査検定3法人合同の「統合準備委員会」の下、各種検討会を設置し、さらに質の高い業務の実施を可能とする体制を構築するための検討を行う。</p>	<p>(3) 検査3法人統合準備委員会において、組織体制及び事務事業の効率化等について検討を行うとともに、総務検討グループ及び業務検討グループによる細部事項の検討を行った。</p>
<p>3 業務運営能力の向上 科学技術の進歩に対応しつつ確かな検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準の維持・向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に推進するとともに、先進的な技術、知識等の導入に努める。 また、検査検定3法人の統合に向けた検討を行うことにより、効率的かつ効果的な運営が行われるよう、検査・検定の知識・技術の共有化を図るための取組を行う。</p>	<p>3 業務運営能力の向上 科学技術の進歩に対応しつつ確かな検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準の向上を図るため、次に掲げる研修及び資格等の取得を計画的に推進する。 (1) 研修 ・機器分析研修 (2) 資格の取得 ・放射線取扱主任者 ・X線作業主任者 また、検査分析技術への先進的な技術、知識等の導入に努める。 さらに、検査・検定の知識・技術の共有化を図るよう、検査</p>	<p>3 業務運営能力の向上 科学技術の進歩に対応しつつ確かな検査・分析の実施するよう、職員の技術的水準の向上を図るため、次に掲げる研修及び資格の取得を計画的に推進することとし、「研修企画委員会」の検討を経て、分析関係職員への研修受講及び資格取得意識の高揚について啓蒙を行う。 (1) 研修 ・機器分析研修 (2) 資格の取得 ・放射線取扱主任者 ・X線作業主任者 また、検査分析技術への先進的な技術、知識等の導入に資す</p>	<p>3 業務運営能力の向上 職員の検査・分析の技術的水準の向上を図るため、以下に掲げる研修への参加、資格の取得を行った。 (1) 研修 環境省が主催する機器分析研修に3名参加 (2) 資格の取得 ・放射線取扱主任者 2名 ・X線作業主任者 3名 また、検査・検定の知識・技術の共有化を図るため、検査検定3法人合同で実施した研修に以下のとおり参加した。 ・食品安全に係るリスク管理に必要な統計学と分析方法に関する研修 2名 ・GLP査察基礎技術研修 2名 ・検査検定3法人合同技術系職員基礎研修 6名</p>

	<p>検定3法人合同で研修を行う。</p>	<p>るため、これらに関する文献・報文の収集を行う。 さらに、検査・検定の知識・技術の共有化を図るよう、検査検定3法人合同で研修を行う。</p>	
<p>4 外部委託(アウトソーシング)による業務の効率化 専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行う。また、以下の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理し、当該業務のアウトソーシングを推進する。なお、検査検定3法人の統合が行われた後は、検査検定3法人一体となってアウトソーシングを推進する。</p> <p>(1) 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等 (2) アンケート調査の発送及び集計作業 (3) 登録及び届出情報、立入検査結果等のデータベースへの入力作業 (4) ホームページの運営管理 (5) 専門知識を要しない外国文献の翻訳</p>	<p>4 外部委託(アウトソーシング)等による業務の効率化 専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行う。なお、検査検定3法人の統合が行われた後は、検査検定3法人一体となってアウトソーシングを推進する。</p> <p>(1) 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等 (2) アンケート調査の発送及び集計作業 (3) 登録及び届出情報、立入検査結果等のデータベースへの入力作業 (4) ホームページの運営管理 (5) 専門知識を要しない外国文献の翻訳</p> <p>このため、次の規程(仮称)等を整備する。</p> <p>(1) 業務外部委託規程 (2) 委託(入札)仕様書 (3) 委託先(業者)選定基準</p> <p>また、上記の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、検査検定3法人合同の「業務運営改善委員会(仮称)」による検討を行う。</p>	<p>4 外部委託(アウトソーシング)等による業務の効率化 専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行うため、「業務運営改善委員会(仮称)」において検討するとともに、必要な諸規程等を整備する。</p> <p>(1) 試薬調製作業等 (2) アンケート調査の発送及び集計作業 (3) 登録及び届出情報、立入検査結果等のデータベースへの入力作業 (4) ホームページの保守管理 (5) 専門知識を要しない外国文献の翻訳</p> <p>このため、次の規程(仮称)等を整備する。</p> <p>(1) 業務外部委託規程 (2) 委託(入札)仕様書 (3) 委託先(業者)選定基準</p> <p>また、上記の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、「業務運営改善委員会(仮称)」による検討を行う。</p>	<p>4 外部委託(アウトソーシング)等による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等について早期にアウトソーシングを行うため、「業務運営改善委員会肥飼料部会」において検討を行い、外部の業者に委託した方が業務運営の効率化に繋がるものとして、以下のとおりアウトソーシングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試薬調製作業 2件 ・専門知識を要しない外国文献の翻訳 1件 <p>また、業務運営改善委員会で策定した「業務外部委託(アウトソーシング)推進の方針について」をもとに、アウトソーシングを行うために必要な業務外部委託規程、委託(入札)仕様書及び委託先(業者)選定基準を整備した。</p> <p>上記業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、「業務運営改善委員会肥飼料部会」において検討を実施するとともに、実験廃液処理のアウトソーシングを行った。</p>
<p>5 分析機器に関する効率化 検査所に設置されている分析機器等については、その稼働状況等を踏まえ、有効活用及び効率的な運用を図るとともに、その更新に当たっては、検査検定3法人全体の必要性を踏まえた精査を行う。</p>	<p>5 分析機器に関する効率化 検査所に設置されている分析機器等については、定期的に機器の稼働状況等の調査を行い、その結果を踏まえた検査計画を策定することにより、既存の機器の稼働率の向上を図る。</p> <p>また、分析機器等の更新に当たっては、耐用年数の経過状況などのほか、検査検定3法人全体としての必要性を十分に検討</p>	<p>5 分析機器に関する効率化 検査所に設置されている分析機器等については、その稼働状況等と検査結果の迅速判定の必要性を踏まえ適正配置をすすめる、有効活用と効率的な運用を図るとともに、機種毎の管理手順書整備を開始し、保守点検等を充実、使用年数の延長を図ることで、更新コストの低減を推進する。</p>	<p>5 分析機器に関する効率化 分析機器の有効活用と効率的な運用を図るため、稼働状況等と検査結果の迅速判定の必要性を踏まえた適正配置をすすめる、汚泥肥料の原料の溶出試験及びダイオキシン等の分析を本部で集中して実施した。</p> <p>また、天秤、原子吸光光度計及び高速液体クロマトグラフの機器管理手順書の作成開始、高額機器の保守点検の外部委託など、更新に係るコストの低減を推進した。</p> <p>さらに、検査検定3法人として機器の有効活用を図るため、業務運営改善委員会において分析機器の新規購入及び更新について必要な調整を行い、農林水産消費技術センタ</p>

	<p>する。</p>	<p>また、分析機器等の更新に当たっては検査検定3法人全体としての必要性についても検討する。</p> <p>なお、頻度の少ない検査項目については、特定の事務所に検査を集約化し、不要になった機器は物品管理要領に基づき適切に処分を行う。</p>	<p>一が購入予定であった蛍光X線装置について、検査所で所有しているものを活用することとした。</p> <p>なお、不要になった機器は物品管理要領に基づき適切に処分を行った。</p>														
<p>6 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、検査検定3法人の各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる経費の抑制を行う。</p>	<p>6 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、検査検定3法人の各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる経費の抑制を行う。</p>	<p>6 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対17年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。</p>	<p>6 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>平成18年度決算における人件費を除く運営費交付金で行う事業に要した経費は432百万円であり、対前年度決算比で一般管理費4.5%、業務経費6.7%の経費の削減を行った。</p> <p>平成18年度決算額（平成17年度決算額）</p> <table border="0"> <tr> <td>①運営費交付金支出決算額</td> <td>1,598(1,795)百万円</td> </tr> <tr> <td>②うち人件費</td> <td>1,167(1,336)百万円</td> </tr> <tr> <td>③その他の事業費(③=①-②)</td> <td>431(459)百万円</td> </tr> <tr> <td>④うち一般管理費</td> <td>171(179)百万円</td> </tr> <tr> <td>⑤うち業務経費</td> <td>261(280)百万円</td> </tr> </table> <p>⑥ 対前年度決算比</p> <table border="0"> <tr> <td>一般管理費</td> <td>171百万円 / 179百万円 ≒ 95.547%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>261百万円 / 280百万円 ≒ 93.309%</td> </tr> </table>	①運営費交付金支出決算額	1,598(1,795)百万円	②うち人件費	1,167(1,336)百万円	③その他の事業費(③=①-②)	431(459)百万円	④うち一般管理費	171(179)百万円	⑤うち業務経費	261(280)百万円	一般管理費	171百万円 / 179百万円 ≒ 95.547%	業務経費	261百万円 / 280百万円 ≒ 93.309%
①運営費交付金支出決算額	1,598(1,795)百万円																
②うち人件費	1,167(1,336)百万円																
③その他の事業費(③=①-②)	431(459)百万円																
④うち一般管理費	171(179)百万円																
⑤うち業務経費	261(280)百万円																
一般管理費	171百万円 / 179百万円 ≒ 95.547%																
業務経費	261百万円 / 280百万円 ≒ 93.309%																
<p>7 人件費の削減</p> <p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる人件費の削減を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえた給与体系の見直しを進め</p>	<p>7 人件費の削減</p> <p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる人件費の削減を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について</p>	<p>7 人件費の削減</p> <p>業務の効率化を図り、人員を削減することにより人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、本年度は1%以上の削減を行う。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>7 人件費の削減</p> <p>平成18年度決算における人件費は986百万円であり、対前年度比で3.8%の削減を行った。</p> <p>平成18年度決算額（平成17年度決算額）</p> <table border="0"> <tr> <td>①人件費総額</td> <td>1,167(1,336)百万円</td> </tr> <tr> <td>②うち退職金及び福利厚生費</td> <td>181(311)百万円</td> </tr> <tr> <td>③うち給与改定部分</td> <td>0(0)百万円</td> </tr> <tr> <td>④人件費(①-②-③)</td> <td>986(1,025)百万円</td> </tr> </table> <p>⑤ 対前年度決算比</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>986百万円 / 1,025百万円 ≒ 96.206%</td> </tr> </table> <p>また、人事院勧告を踏まえ、役職員の給与の見直しを行った(俸給表の変更、昇級制度の改正、地域手当の新設、勤勉手当の変更)。</p>	①人件費総額	1,167(1,336)百万円	②うち退職金及び福利厚生費	181(311)百万円	③うち給与改定部分	0(0)百万円	④人件費(①-②-③)	986(1,025)百万円		986百万円 / 1,025百万円 ≒ 96.206%				
①人件費総額	1,167(1,336)百万円																
②うち退職金及び福利厚生費	181(311)百万円																
③うち給与改定部分	0(0)百万円																
④人件費(①-②-③)	986(1,025)百万円																
	986百万円 / 1,025百万円 ≒ 96.206%																

<p>る。</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 肥料関係業務</p> <p>(1) 肥料の検査等業務</p> <p>ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査</p> <p>(7) 調査結果の報告については、肥料の安全性の確保の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向上等を図ることにより、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間（新規登録及び登録証の書替交付等の申請：30日、登録更新申請：15日）を5%削減する。</p>	<p>必要な見直しを進める。</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 肥料関係業務</p> <p>(1) 肥料の検査等業務</p> <p>ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査</p> <p>(7) 再生資源の利用促進により、汚泥等有害成分を含むおそれの高い肥料の銘柄の登録申請数が依然として高水準で推移すると見込まれる中で、肥料の安全性の確保と食の安全を効率的、かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査結果の報告までの期間を、現行の目標期間（新規登録及び登録証の書替交付等の申請：30日、登録更新申請：15日）を5%削減するため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>a 登録申請マニュアル及び登録Q&Aの改訂・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行うとともに、職員の問い合わせ対応能力の向上を図ることにより、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。</p> <p>b 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。</p> <p>c 肥料原料や材料のデータベースを、インターネットVPNを用いて事務所間で共有化することにより、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 肥料関係業務</p> <p>(1) 肥料の検査等業務</p> <p>ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査</p> <p>(7) 肥料の安全性の確保と食の安全を効率的、かつ効果的な推進に資するため、登録申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査結果の報告までの期間を現行の目標期間（新規登録及び登録証の書替交付等の申請：30日、登録更新申請：15日）を中期目標期間中に5%削減するため、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>a 登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、登録申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂し要請に基づく配布に併せ、接遇研修等による職員の問い合わせ対応能力の向上を図るとともに、ホームページに掲載した登録申請マニュアル等を活用してもらうように努める。</p> <p>b 分析・鑑定業務の効率化などを図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献等の収集を行う。</p> <p>c 新たな製法による銘柄の登録申請があった場合には、インターネ</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 肥料関係業務</p> <p>(1) 肥料の検査等業務</p> <p>ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査</p> <p>(7) 肥料の安全性の確保と食の安全の効率的、かつ効果的な推進に資するため、登録申請1,366件に係る調査を質を確保しつつ、結果報告に要する期間を削減するため、次に掲げる事項に取組み、年間平均で28日と目標期間に対して6.7%削減した。</p> <p>a 登録申請に関する問合せ事務の合理化を図るため、登録申請マニュアル及び登録Q&Aを改訂し要請に基づき配布するとともに、ホームページに登録更新手続きの変更及び肥料登録申請手続きの概要等を掲載し、情報の活用を促進した。</p> <p>また、国が主催した食品安全に係る科学セミナー（食品の安全に係る消費者相談の受付から情報提供まで）及び窓口クレーム対応研修に各1名参加するとともに窓口業務に係る職員13名に対して接遇研修を実施し、問合せ対応能力の向上を図った。</p> <p>b 分析・鑑定業務の効率化等を図るため、日本土壤肥料学会等12件に延べ20名参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。</p> <p>c 登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るため、新たな製法による銘柄の登録申請があった151件について、登録申請書を電子データ（PDF）化し、インターネットVPNを用いて事務所間で情報を共有化実施した。</p>
---	---	---	---

を図る。

- (イ) 肥料の登録情報等については、登録後30業務日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。
- (ウ) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートを実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成する。
- (イ) 仮登録肥料に係る肥効試験について申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設定する肥料の公定規格に関する基礎資料として農林水産大臣に報告する。

- (イ) 肥料の登録情報については、登録後30業務日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。
- (ウ) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートをその都度実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成する。
このため、「業務運営改善委員会（仮称）」の専門部会において、現状の問題点とアンケート内容の改善策を網羅した「業務運営改善マニュアル（仮称）」を作成し、担当職員に配布する。
また、毎年度担当者の研修会を兼ねた当委員会の専門部会を開催し、その都度必要に応じてマニュアルの内容の見直しを行う。
- (イ) 仮登録肥料に係る肥効試験については、施肥設計、

ットVPNを用いて事務所間で情報を共有化することで、登録申請時における安全性の可否の判断の迅速化を図るとともに、肥料原料や材料のデータベースの作成を引き続き行う。

- (イ) 肥料の登録情報については、登録後30業務日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を、要請に基づき迅速かつ確実に提供する。
- (ウ) 業務運営の改善を図るため、肥料の登録等の申請者に対するアンケートをその都度実施し、職員の窓口対応等についての顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を中期目標期間中に達成するため、「業務運営改善委員会（仮称）」の専門部会において、現状の問題点とアンケート内容の改善策を網羅した「業務運営改善マニュアル（仮称）」を作成し、担当職員に配布する。
また、毎年度担当者の研修会を兼ねた当委員会の専門部会を開催し、その都度必要に応じてマニュアルの内容の見直しを行う。
- (イ) 仮登録肥料に係る肥効試験については、施肥設計、土壌条件等を考慮した計画的な試験の推進により迅速化を図り、本年度に開始した試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、19年度までに農林

また、平成14年度から開始した肥料原料や材料のデータベース化を平成18年度も引き続き行い、平成18年度末までに3,293件（原料207件、材料3,086件）を集積した。

- (イ) 肥料の原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供することを目的として、肥料登録1,366件について、登録後30業務日以内に登録情報等のデータベース化を行い、ホームページにデータ提供している旨を掲載し、関係者からの要望に応じてデータを151件提供した。
- (ウ) 登録申請窓口に来所した申請者等に対し、職員の窓口対応等についてアンケート調査を平成18年4月から19年3月の間実施した結果、59名の方から回答があり、その結果は5段階評価で4.0であった。
また、業務運営改善委員会の専門部会において、「業務運営改善マニュアル」を作成し、担当職員の研修会において配布し業務運営の改善に努めた。
- (イ) 仮登録の申請はなかった。

土壌・気象条件等を考慮し、計画的な試験の推進により、迅速化を図る。

水産大臣に報告出来るようにする。

イ 収去品の検査

(7) 有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの標準処理期間を定め、中期目標期間中に当該標準処理期間を10%削減する。

(4) 収去品の検査結果のデータベース化を図り、利用者に提供する。

(7) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上のための取組を実施する。

イ 収去品の検査

(7) 有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの、次に掲げる標準処理期間を定め、中期目標期間中に当該標準処理期間をそれぞれ10%削減する。

- a 人畜に有害な成分
検査過後10業務日
- b その他の有害な成分
検査過後20業務日
- c 有害な成分以外の成分
検査過後30業務日

(4) 農業生産者等の農産物への安全性管理に資するため、収去品の検査結果のデータベース化を図り、利用者に提供する。

(7) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上のため、信頼性保証体制の構築等、信頼性の確保に関するシステムを整備するとともに次に掲げる取組を行う。

- a 内部監査、マネジメントレビュー等評価体制の整備
- b 検査所内の測定結果

イ 収去品の検査

(7) 有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの、次に掲げる標準処理期間を定めるとともに、中期目標期間中に当該標準処理期間をそれぞれ10%削減するため、分析・鑑定検査の迅速化について検討する。

なお、「人畜に有害な成分」は、特定普通肥料が指定されるまでの間、暫定的に定める。

- a 人畜に有害な成分
検査過後10業務日
- b その他の有害な成分
検査過後20業務日
- c 有害な成分以外の成分
検査過後30業務日

(4) 農業生産者等の農産物への安全性管理に資するため、収去品の検査結果のデータベースの作成を引き続き行うとともに、データベース化済みのデータについては、要請に基づき利用者が活用得る形で情報提供を行う。

(7) 分析結果の内部監査等を含む精度管理の向上のため、信頼性保証体制の構築等、信頼性の確保に関するシステムを整備するとともに次に掲げる取組を行う。

- a 内部監査、マネジメントレビュー等評価体制の整備に努める。
- b 検査所内の測定結果

イ 収去品の検査

(7) 収去品の検査について、以下のとおり成分の内容に応じて区分けし、標準処理期間内に処理した。

- a 人畜に有害な成分として、ひ素、カドミウム、水銀及び鉛の4成分を定め2,183点検査を行い、いずれの成分も検査過後の10業務日以内に結果をとりまとめた。
- b その他の成分として、ひ素、カドミウム、水銀及び鉛以外の普通肥料の公定規格に定める有害成分を定め1,237点検査を行い、いずれの成分も検査過後の20業務日以内に結果をとりまとめた。
- c 上記a及びb以外の成分8,104点について、いずれの成分も検査過後の30業務日以内に結果をとりまとめた。

また、有害成分を含む肥料の流通による被害の発生防止に資するため、成分の内容に応じて収去から分析結果を得るまでの期間を中期目標期間中に削減するため、汚泥肥料中の水銀の分析法及び水分の測定法について改良を行うとともに、それらの方法における信頼性の確保の調査・検討を実施し、分析・鑑定検査の迅速化に努めた。

(4) 農業生産者等の農産物への安全性管理に資するため、収去品の検査結果のデータベース1,028件の作成を引き続き行った。
また、検査結果についての情報提供の要請はなかった。

(7) 分析結果について、次に掲げる事項を実施することにより内部監査等を含む精度管理の向上を図った。

- a 内部監査手順書を作成し、1事務所の内部監査及びマネジメントレビューを行い、信頼性保証体制の構築に努めた。
- b 試験実施手順書、内部品質管理手順書、試験

の評価方法等、内部精度管理に関する手順書の見直し整備

- c 文書管理及び記録管理に関する手順書の見直し整備

の評価方法等、内部精度管理に関する手順書の見直し整備のため、試験実施手順書、試験機器管理手順書、標準物質管理手順書及び試験品取扱手順書、並びにこれに付随する標準作業書の作成を開始する。

- c 文書管理及び記録管理に関する手順書の見直し整備のため、文書管理手順書及び記録管理手順書の作成を開始する。

結果確認手順書及び標準作業手順書を作成し、信頼性の確保に関するシステムの整備に努めた。
また、天秤及び原子吸光光度計の試験機器管理手順書、標準物質管理手順書、試験品取扱手順書及び付随する標準作業書についての検討を開始した。

- c 文書管理手順書及び記録管理手順書を作成し、信頼性保証体制の構築等、信頼性の確保に関するシステムの整備に努めた。

ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託
有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等から依頼を受けて肥料等の有害成分に係る分析を実施することとし、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間内に適切に処理する。

ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託
有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析については、第2の1の(1)ア、イ及びオ、並びに(3)の業務に支障のない範囲内で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。
(7) 化学分析((イ)を除く。) 30業務日
(イ) ダイオキシン類分析 60業務日
(ウ) 栽培試験(水稻等栽培期間の長い作物を用いた試験は除く。) 90業務日
(イ) 鑑定(肉骨粉等のエライザ法による場合は化学分析として扱う。) 20業務日
また、標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため次に掲げる取組を行う。
(7) 専門技術的知見の必要性が低い作業等アウトソーシングの推進で検査業

ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託
有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析については、業務に支障のない範囲で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。
(7) 化学分析((イ)を除く。) 30業務日
(イ) ダイオキシン類分析 60業務日
(ウ) 栽培試験(水稻等栽培期間の長い作物を用いた試験は除く。) 90業務日
(イ) 鑑定(肉骨粉等のエライザ法による場合は化学分析として扱う。) 20業務日
また、標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため次に掲げる取組を行う。
(7) 専門技術的知見の必要性が低い作業等は、アウトソーシングの推進によ

ウ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託
有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、都道府県、農業者等からの肥料等の有害成分等の依頼分析については、1件(栽培試験)実施し、標準処理期間90業務日以内に処理した。

また、標準処理期間内に依頼分析を適切に処理するため、次に掲げる事項を実施した。

- (7) 専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討し、電気加熱原子吸光分析用標準液の調製をアウトソーシングして業務の合理化を図った。

務全体の合理化を図る。

- (イ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。
- (ウ) 稟議手続の合理化による事務処理の効率化を図る。

り検査業務全体の合理化を図る。

- (イ) 分析・鑑定手法の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法の文献・報文の収集を行う。
- (ウ) 稟議手続の合理化による事務処理の効率化を図る。

- (イ) 日本土壌肥料学会等12件に延べ20名参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行い、分析・鑑定業務の効率化を図った。
- (ウ) 稟議手続の合理化による事務処理の効率化について検討した。

エ 公定規格の改正等に資する調査研究等業務

肥料の安全性の確保に資するため、肥料に含まれる有害成分の評価手法について、毎年度適正な評価を図りつつ、有害成分を含有する肥料の連用による有害成分の土壌蓄積等、3課題の調査研究の結果を取りまとめ公表するとともに、速やかに検査・分析業務を導入する。

エ 公定規格の改正等に資する調査研究等業務

(7) 人畜に被害を生じるおそれがある農産物の生産を防止し、食品の安全性確保を万全なものとするため、肥料施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立し、もって、肥料の安全性規格基準等の改正に資するため、カドミウム含有肥料等の連用による土壌へのカドミウムの蓄積等、次に掲げる肥料の安全性に関する課題を中心に調査を行い、毎年度開催される「肥料等技術検討会」による外部委員の評価を踏まえ、適正な見直しを図りつつ、中期目標期間中に中間報告を含め3課題の調査結果を取りまとめ公表するとともに、農林水産省に報告する。

- a 有害成分を含有する肥料の連用によるカドミウム等有害成分の土壌への蓄積と作物の吸収に関する調査
- b 有害成分の土壌中における変化と作物吸収の相関に関する調査
- c 肥料の原料に使用されるおそれのある産業廃棄物等に含まれる有害物質に関する調査

エ 公定規格の改正等に資する調査研究等業務

(7) 人畜に被害を生じるおそれがある農産物の生産を防止し、食品の安全性確保を万全なものとするため、肥料施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立し、もって、肥料の安全性規格基準等の改正に資するため、以下の調査を実施する。

- a 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、作物への吸収試験
- b 汚泥肥料の大量施用による作物へのカドミウム等の吸収試験
- c カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査
- d 産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査
- e 肥料原料のりん鉱石

エ 公定規格の改正等に資する調査研究等業務

(7) 人畜に被害を生じるおそれがある農産物の生産を防止し、食品の安全性確保を万全なものとするため、肥料施用による農産物への安全性の適正評価手法を確立し、もって、肥料の安全性規格基準等の改正に資するため、以下の調査を実施した。

- a 汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、農作物への吸収試験として、大豆へのカドミウム等の残留・吸収試験を実施した。
- b 汚泥肥料の大量施用による農作物へのカドミウム等の吸収試験として、大豆へのカドミウム等の吸収試験を実施した。
- c カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査として、肥料中のカドミウム全量、ク溶性カドミウム、水溶性カドミウムを分析調査し、特に汚泥肥料については有機結合態カドミウムについても分析調査を実施した。
- d 産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査として、21事業場から96点の建築廃棄物を収集

	<p>(イ) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれるの有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点及び最新の科学的知見に基づく分析・鑑定手法の調査・検討を実施し、毎年度開催される「肥料等技術検討会」で外部委員の評価を踏まえ、適正な見直しを図りつつ、調査結果を取りまとめる。 なお、農林水産省から要請のあった課題については他の調査に優先して対応し、指定された期間内に報告する。</p>	<p>中における重金属の含有実態調査</p> <p>(イ) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点から、以下の調査・検討を実施する。 a 汚泥肥料中の重金属の分析法の検討 b 汚泥肥料中の水分測定法の検討 また、調査を効率的かつ的確に実施するため、学識経験者等で構成する「肥料等技術検討会」を開催し、本年度に実施した調査結果の評価とともに、来年度の調査計画の検討を行う。 なお、農林水産省から要請のあった課題については他の調査に優先して対応し、指定された期間内に報告する。</p>	<p>し、ひ素、カドミウム等の重金属及び有機塩素系残留農薬の含有実態を調査した。 e 肥料原料のりん鉱石中における重金属の含有実態調査として、5カ国から輸入された95点の試料を収集し、ひ素、カドミウム等の重金属の含有実態を調査した。</p> <p>(イ) 肥料の安全性の確保に資するための肥料等に含まれる有害成分の評価方法や、検査の迅速化・信頼性の確保に資する観点から、以下の調査・検討を行った。 a 汚泥肥料中の重金属の分析法として、水銀及びひ素について試料の分解時間の短縮を目的とした改良を行い、あわせて分析法の信頼性の確保の調査・検討を実施した。 b 汚泥肥料中の水分測定法として、加熱減量方式の水分計を用いて測定時間の短縮を目的とした改良を行い、あわせて信頼性の確保の調査・検討を実施した。 また、学識経験者等7名による「肥料等技術検討会」を19年3月に開催し、調査結果の評価を行うとともに、平成19年度の調査計画の検討を行い、調査の効率的かつ的確な実施に努めた。 なお、農林水産省から要請された課題はなかった。</p>
<p>オ 牛海綿状脳症のまん延防止に係る業務 牛海綿状脳症のまん延防止のため、肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>オ 牛海綿状脳症のまん延防止に係る業務 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、 (7) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。 (イ) 肥料用の肉骨粉等の家</p>	<p>オ 牛海綿状脳症のまん延防止に係る業務 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、 (7) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。 (イ) 肥料用の肉骨粉等の家</p>	<p>オ 牛海綿状脳症のまん延防止に係る業務 我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、 (7) 牛の部位を原料とする肥料について、せき柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場（4事業場）については、適切に製造基準適合確認検査を実施し、その結果をホームページで公表した。 (イ) 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防</p>

	<p>畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。</p>	<p>止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場（36事業場）に対して製造基準適合確認検査を実施した。結果についてはホームページで公表した。</p>
<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確さ及び精度の維持に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。 また、標準試料の配布は、申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確さ及び精度の維持に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。 また、標準試料の配布は、稟議手続の合理化と発送資材の常備等、処理の迅速化を図り申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。 さらに、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料について、作成の可否を検討し、必要であれば同様に作成する。</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確さ及び精度の維持に必要な標準試料として2種類の化成肥料を作成し適切に保管する。 また、標準試料の配布は、稟議手続の合理化と発送資材の常備等、処理の迅速化を図り申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。 なお、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料の作成の必要性については、「肥料分析標準試料調製委員会」において検討する。</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料分析の正確さ及び精度の維持に必要な標準試料として2種類の標準試料（高度化成肥料及び普通化成肥料）を作成し、適切に保管した。 また、標準試料の配布は、稟議手続の合理化と発送資材の常備等、処理の迅速化を図り申請のあった47本について、申請を受理した日から業務日数で7日以内に行った。 なお、従来から作成している標準試料とは異なる成分の標準試料の作成の必要性について、「肥料分析標準試料調製委員会」において検討を行い、新たな成分の標準試料（汚泥肥料）について平成22年度までに作成することとした。</p>
<p>イ 研修及び指導 法令の遵守、有害成分を含む肥料の生産・流通の防止に資するため、肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等を対象に、法令又は肥料の検査技術に関する研修の実施、講師の派遣等を行う。</p>	<p>イ 研修及び指導 肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上と、生産業者等における肥料の安全管理技術の向上等を図るため、これらの者を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣を合わせて年20回以上実施する。</p>	<p>イ 研修及び指導 肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上と、生産業者等における肥料の安全管理技術の向上等を図るため、法令又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣を合わせて20回以上実施する。</p>	<p>イ 研修及び指導 研修及び指導として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修及び講師の派遣を計20回（法令関係12回及び検査技術関係8回）行い、肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上と、生産業者等における肥料の安全管理技術の向上等を図った。</p>
<p>(3) 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者へ重点化することとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平成1</p>	<p>(3) 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平</p>	<p>(3) 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 ア 肥料取締法に基づく立入検査については、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることとし、全体の立入検査事業所数に占める割合を平</p>	<p>(3) 肥料取締法に基づく立入検査、質問及び収去等業務 ア 肥料取締法に基づく立入検査及び立入検査時の収去について、次に掲げる事項を推進し、有害成分を含むおそれの高い肥料の生産業者への重点化を図ることにより、汚泥肥料等の生産事業場への立入検査及び収去点数を前年度に対してそれぞれ7ポイント増加させ、安全性確保の充実を図った。</p>

7年度を基準として30%増加させる。

また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として50%増加させる。

成17年度を基準として中期目標期間中に30%増加させる。

また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に50%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立つ検査件数と収去点数を中期目標期間中にいずれも30%以上削減するとともに、
- (4) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数を中期目標期間中にそれぞれ30、50%以上増加させることとする。

立入検査の結果の報告については、中間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間(40日)に対して10%短縮する。

また、立入検査の結果の報告については、農林水産省の指示から報告までの目標期間(40日)を中期目標期間中に10%短縮させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 有害成分ごとに、集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。

成17年度を基準として中期目標期間中に30%増加させる。

また、立入検査時の収去については、有害成分を含むおそれの高い肥料に重点化することとし、全体の収去点数に占める割合を平成17年度を基準として中期目標期間中に50%増加させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立つ検査件数と収去点数をいずれも10%以上削減するとともに、

- (4) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数をそれぞれ10、20%以上増加する。

また、立入検査の結果の報告については、農林水産省の指示から報告までの目標期間(40日)を中期目標期間中に10%短縮させるため、次に掲げる事項を推進する。

- (7) 有害成分ごとに集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図るため、汚泥肥料の原料を本部に集約して溶出試験の分析を実施する。

表5 有害成分を含むおそれの高い肥料の全体の立入検査事業所及び収去点数に占める割合

	H18実績	H17実績
立入検査件数	42.9%	35.9%
収去点数	25.7%	18.7%

- (7) 汚泥肥料等、有害成分を含有するおそれが高い肥料以外の普通肥料の生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、食品工業、化学工業等の副産物を原料に使用する生産事業場等に対して立入検査の重点化を図ることにより、立入検査件数と収去点数をいずれも10%以上削減した。

表6 汚泥肥料等以外の普通肥料の立入検査件数及び収去点数

	H18実績	H17実績	対前年度増減率
立入検査件数	390件	434件	△10.1%
収去点数	764点	919点	△16.9%

- (4) 汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の生産事業場に対する立入検査件数と収去点数をそれぞれ10、20%以上増加した。

表7 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数

	H18実績	H17実績	対前年度増減率
立入検査件数	293件	243件	20.6%
収去点数	264点	212点	24.5%

また、立入検査の結果の報告については、次に掲げる事項を推進し、農林水産省の指示から報告までに要する期間を、現行の目標期間(40日)に対して2.5%(39日)削減した。

- (7) 収去品の検査については、成分分析点数として11,524点実施した。検査の効率化を図るため、このうち、汚泥肥料の原料の溶出試験(23件、413点)を本部で集中して実施した。

	<p>(イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてはアウトソーシングを推進することにより業務の合理化を図る。</p> <p>(ウ) 最新の分析・鑑定手法の導入に努め、分析・鑑定業務の効率化を図る。</p> <p>(I) インターネットVPNの活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図る。</p>	<p>(イ) 専門技術的知見の必要性が低い作業等についてはアウトソーシングを推進することにより業務の合理化を図る。</p> <p>(ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行う。</p> <p>(I) インターネットVPNの活用により、本部への報告等事務処理の効率化を図るため、インターネットVPNへの掲載様式を作成する。</p>	<p>(イ) 業務の合理化を図るため、専門技術的知見の必要性が低い作業等について整理・検討し、電気加熱原子吸光分析用標準液の調製のアウトソーシングを実施した。</p> <p>(ウ) 分析・鑑定業務の効率化を図るため、日本土壤肥料学会等12件に延べ20名が参加し、最新の分析・鑑定手法に関する文献・報文の収集を行った。</p> <p>(I) 本部への報告等の事務処理の効率化を図るため、立入検査実施計画等について、インターネットVPNへの掲載様式を定め、活用した。</p>
<p>イ 有害成分に汚染された肥料の生産・流通等により、肥料に起因し人畜に被害を生じるおそれが生じた場合等の緊急時において、汚染された肥料の流通防止を図るため、農林水産大臣からの指示に従い、機動的かつ効率的に立入検査、収去品の分析等を実施するとともに、速やかに原因究明等を行う。</p>	<p>イ 有害成分に汚染された肥料の生産・流通等により、肥料に起因し人畜に被害を生じるおそれが生じた場合等の緊急時において、汚染された肥料の流通防止を図るため、農林水産大臣からの指示に沿って、事務所横断的な緊急検査体制による対応を一層強化し、機動的かつ効率的に立入検査、収去品の分析等を実施するとともに、速やかに原因等の究明等を行い、農林水産大臣に結果を報告する。</p> <p>また、このことの推進のため、「緊急立入検査マニュアル（仮称）」を整備する。</p>	<p>イ 有害成分に汚染された肥料の生産・流通など肥料に起因し人畜に被害を生じるおそれがあるなど、緊急時における農林水産大臣からの指示に対しては、事務所横断的な緊急検査体制による対応を一層強化し、機動的かつ効率的に立入検査、収去品の分析等を実施するとともに速やかに原因等の究明等を行い、農林水産大臣に結果を報告する。</p> <p>また、このことを推進するため、「緊急立入検査マニュアル（仮称）」を整備する。</p>	<p>イ 緊急時における農林水産大臣からの指示について、立入検査及び分析・鑑定の本部及び事務所間の情報の共有や分析・鑑定のクロスチェック等、事務所横断的な緊急検査体制による迅速な対応を実施し、農林水産大臣に報告した。</p> <p>また、立入検査の結果、公定規格に定める有害成分の基準値を超えた肥料生産業者（4件）、その他肥料取締法の遵守のために改善が必要として公表された肥料生産業者等（87件）に対して改善指導を行った。</p> <p>さらに、「緊急立入検査マニュアル」を作成し、緊急検査体制における対応の強化と機動的かつ効率的な実施の推進を図った。</p>
<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げる飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を行う。 (7) 飼料又は飼料添加物の</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 (7) 飼料又は飼料添加物の</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 (7) 現在指定されている1</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務 (1) 飼料及び飼料添加物の検査等業務 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げる調査を実施した。 (7) 現在、飼料添加物に指定されている153品目の</p>

基準・規格等に関する最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。

- (イ) 飼料添加物の指定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。

また、農薬検査所と連携・協力し、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準、OEC D安全性試験実施基準等、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。

- (ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、検査法の開発・改良を中期目標期間中に実施するとともに、分析法の解説書を作成する。分析法の開発・改良の結果は、事業年度ごとに取りまとめて公表する。

基準・規格等に関する最新の科学的知見を文献やインターネット等により収集し、諸外国における規制の状況・情報を入手し、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。

また、農林水産省からの要請により、農林水産省が検討を行っている飼料又は飼料添加物の基準・規格、検討資料等の妥当性について検討を行う。

- (イ) 飼料添加物の指定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。

また、農薬検査所と連携・協力し、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準、OEC D安全性試験実施基準等、諸外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。

- (ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、検査分析法の開発又は改良を行う成分を年度計画に定めて中期目標期間中に30件以上の分析法の開発又は改良を実施するとともに、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。中期目標期間中に分析法全般の解説書を作成する。

53品目のうち、15品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見を文献やインターネット等により収集し、外国における規制の状況・情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を実施し、調査結果を取りまとめる。

また、農林水産省からの要請により、農林水産省が検討を行っている飼料又は飼料添加物の基準・規格、検討資料等の妥当性について検討を行う。

- (イ) 飼料添加物の指定に係る動物試験等の信頼性を確保するため、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査を行う。

また、独立行政法人農薬検査所と連携・協力し、飼料添加物の動物試験の実施に関する基準、OEC D安全性試験実施基準等、外国における規制の状況、関係する他法令による規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、当該調査結果を取りまとめる。

- (ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、次の分析法の開発又は改良を実施するとともに、その結果を取りまとめて公表する。
- a. シアン化水素の分析法
 - b. クエン酸モランテルの分析法(改良)
 - c. アンプロリウムの分析法(改良)

うちアミノ酸12品目(アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、塩酸L-リジン、L-グルタミン酸ナトリウム、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、L-バリン、DL-メチオニン、硫酸L-リジン)、呈味料1品目(サッカリンナトリウム)、有機酸2品目(グルコン酸ナトリウム、フマル酸)の計15品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、その結果を取りまとめた。

また、農林水産省からの要請によりフィターゼに係るフィチン酸分解力試験法の改良法について妥当性を確認し、その結果を報告した。

- (イ) 飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく検査は実施しなかった。

また、国内のGLP基準について、独立行政法人農薬検査所等と連携し、計6GLPの取りまとめを行った。さらに、EU5カ国における飼料添加物のGLP制度に関する調査を実施し、取りまとめた。

- (ウ) 飼料及び飼料添加物の分析法の公定法化に資するため、検査技術の向上を目的として、粗脂肪、HT-2トキシン、イミダクロプリド、カルタップ、カルベンダジム、チオシクラム、チオファネートメチル、トラロメトリン、トリシクラゾール、ベノミル、ベンスルタップ、ゴシポール、シアン化水素、アビラマイシン、サリノマイシンナトリウム、ナラシン、モネンシンナトリウム、クエン酸モランテル、アンプロリウム、アフマトキシン、オクラトキシン、ゼアラレノンの合計22成分(14件)の分析法の開発又は改良を行い、調査結果をとりまとめた。
- また、既存の分析法全般について見直しを行い、

<p>(I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、飼料等に関する国際機関の基準・規格等の策定に参画する。</p>	<p>(I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、ISO/TC34/SC10の国内審議団体として、規格基準等の策定に参画するとともに、必要に応じてその他の国際会議等に参画する。</p>	<p>d. アフラトキシンの分析法（改良） e. オクラトキシンの分析法（改良） f. ゼアラレノンの分析法（改良） g. HT-2トキシンの分析法</p> <p>(I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、以下の業務を行う。 a. 国際基準との比較検討 b. 国際基準設定のための共同試験への参加 c. 必要に応じてISO会議に参加するとともに、国際規格案等への意見の提出</p>	<p>飼料分析基準全面改正案を取りまとめた。</p> <p>(I) 飼料等に関する基準・規格等の改善に資するため、以下の業務を行った。 a. 亜鉛、鉄、銅及びマンガンについて、我が国の公定法（飼料分析基準）と国際基準（ISO）法との定量値の差異の原因を確認するため検討を行った。 b. 国際基準設定のための共同試験への参加はなかった。 c. ISO/TC34/SC10に係る国際会議（ドイツ）に出席</p>
<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げるモニタリング検査を行う。</p> <p>(7) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査を実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめて公表する。 また、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめて公表する。 なお、このうち農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質／品目についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている</p>	<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、各事業年度ごとにモニタリング検査計画を策定し、次に掲げるモニタリング検査を行う。</p> <p>(7) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、輸入飼料中の有害物質の混入等、飼料等の安全性に関する課題を勘案し、検査の必要性に応じて重点化し、モニタリング検査項目及び点数を年度計画に定めて実施する。 モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りま</p>	<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、モニタリング検査計画を策定し、次に掲げるモニタリング検査を行う。</p> <p>(7) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、以下のモニタリング検査項目及び点数を目標として実施する。 a. 飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査として、600点 b. 飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査として、25,000点 c. 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として、250点 d. 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定として、</p>	<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、モニタリング検査について計画を策定して次に掲げるとおり実施した。</p> <p>(7) 飼料中の飼料添加物、飼料又は飼料添加物中の有害物質、病原微生物、肉骨粉等及び遺伝子組換え体のモニタリング検査については、以下のとおり実施し、いずれも年度計画に定めた目標を達成した。 a. 飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査として、656点 b. 飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査として、59,479点 c. 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として、344点 d. 飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定として、1,428点</p>

「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。

とめて公表する。
なお、このうち農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質/品目についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。

1,000点
モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表するとともに、このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめ公表する。
なお、このうち農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質/品目についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。

モニタリング検査結果については、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況については、四半期ごとに取りまとめ公表した。
なお、このうち農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質/品目についての検査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」(平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知)に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告した。

(4) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめ公表する。

(4) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、その結果を事業年度ごとに取りまとめ公表する。

(4) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び都道府県と連携して実施し、取りまとめ公表する。

(4) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を動物医薬品検査所及び47都道府県と連携して調査を実施した。また、その結果を取りまとめるため、動物医薬品検査所と共同で作業を実施した。
なお、本調査の耐性菌発現状況結果は家畜衛生週報(農林水産省消費・安全局畜産安全管理課・動物衛生課発行)に掲載予定である。

ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時の対応
飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省、都道府県等と連携

ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時の対応
飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省、都道府県等と連携

ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時の対応
飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害の発生又は有害な飼料の流通が確認された場合に被害の拡大等を確実に防止する観点から、農林水産省及び都道府県等と連携

ウ 飼料の使用に起因する家畜被害発生時等の対応
飼料の使用に起因する有害畜産物の生産若しくは家畜等の被害発生又は有害な飼料の流通が確認された場合における被害の拡大等を確実に防止する観点から農林水産省及び都道府県等と連携し、次に掲げる事項について迅速かつ適切に対応した。
・エンドファイト毒素による中毒が疑われる家畜被害の原因究明のため、給与した輸入乾牧草等の分析を実施した(14件、21点)。

<p>して有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行う。</p>	<p>して迅速かつ適切に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。 また、迅速かつ適切に行うために「緊急時対応マニュアル（仮）」の整備を行う。</p>	<p>携して迅速かつ適切に有害な飼料の流通実態の把握、原因の究明等を行うため必要な検査等を行う。 また、迅速かつ適切に行うために「緊急時対応マニュアル（仮称）」の整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジゼロシン中毒が疑われる事例の原因究明のため、飼料の分析を実施した（1件、1点） また、家畜被害等発生時の対応については、「立入検査、収去した飼料等の試験の実施及び違反が判明した場合に取るべき措置等の手続きに関する手順書の策定について」を緊急時の対応マニュアルとしても活用するため、農林水産省から示された措置指針に基づいて改正し、インターネットVPN等を活用した報告の迅速化等に対する整備を実施した。
<p>エ 標準品等の指定 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定に基づく抗生物質の常用標準品（抗菌性物質の力価を定めるための標準として、検査所が指定する特定製造番号の抗菌性物質をいう。）は、少なくとも2年に1回以上指定を行う。 なお、常用標準品の配布は、申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。</p>	<p>エ 標準品等の指定 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の規定に基づく抗生物質の常用標準品（抗菌性物質の力価を定めるための標準として、検査所が指定する特定製造番号の抗菌性物質をいう。）は、抗生物質の試験に支障を生じることのないよう留意するとともに、少なくとも2年に1回以上指定を行う。 なお、常用標準品の配布については、事務処理の迅速化により申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。</p>	<p>エ 標準品等の指定 必要に応じて常用標準品の指定を行うとともに、常用標準品の配布については、事務処理の迅速化により申請を受理した日から業務日数で7日以内に行う。</p>	<p>エ 標準品等の指定 2種類の抗生物質について常用標準品の指定を行い、計19種類の常用標準品609本について、申請を受理した日から7業務日以内に配布した。</p>
<p>オ 調査研究 飼料の安全性及び品質を向上させるため、必要に応じて飼料の安全性及び品質に関する調査等を実施し、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>オ 調査研究 飼料の安全性及び品質を向上させるため、飼料の安全性及び品質改善に関する調査等のうち専門的・技術的事項に重点化し、農林水産省の要請を優先して実施し、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>オ 調査研究 農林水産省等からの下記委託事業について調査研究を行うとともに、緊急時等の農林水産省からの要請を優先して、調査研究を行い、調査結果を取りまとめる。</p> <p>a. 飼料中のダイオキシン型物質のスクリーニング分析手法の開発</p> <p>b. エンドファイト毒素の牛に対する影響及び畜産物残留性の解明</p>	<p>オ 調査研究 飼料の安全性及び品質を向上させるため、次に掲げる調査を実施し、結果を取りまとめた。</p> <p>また、実施に当たっては農林水産省から要請された農薬8成分（イミダクロプリド、カルタップ、カルベンダジム、チオシクラム、チオファネートメチル、トラロメトリン、トリシクラゾール、ベノミル）の分析法の開発を優先し、その結果を取りまとめて報告した。</p> <p>a. 農林水産研究高度化事業「飼料中のダイオキシン型物質のスクリーニング分析手法の開発」（平成17年度から継続）に参画、飼料原料（魚油、魚粉、動物性油脂及び肉骨粉）36検体の収集及び分析並びに中核機関である動物衛生研究所への検体の提供及び結果の報告</p> <p>b. 農林水産研究高度化事業「エンドファイト毒素の牛への影響及び畜産物残留性の検討」（平成17年度から継続）に参画、飼養試験に用いた乾牧草中のロリトレムB 114点及び飼養試験終了後の牛組織中の</p>

		<p>c. 飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立</p> <p>d. 自給飼料のマイコトキシン汚染実態調査と簡易分析法の確立</p> <p>e. 麦類等のかび毒汚染実態調査</p> <p>f. 動物由来たん白質の検出法（ELISA法及びイムノクロマト法）の開発</p>	<p>ロリトレムB90点の分析並びに中核機関である動物衛生研究所への結果報告</p> <p>c. 農林水産研究高度化事業「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立」に参画、飼料用乾牧草中の残留除草剤クロピラリドの分析法の確立</p> <p>d. 農林水産省委託プロジェクト研究「自給飼料のマイコトキシン汚染実態調査と簡易分析方法の確立」に参画、デオキシニバレノール及びゼアラレノンの簡易分析法の確立並びに飼料から検出されるマイコトキシンの種類と圃場内及びサイロ内における検出状況の調査の実施並びに中核機関である動物衛生研究所への結果報告</p> <p>e. 厚生労働省との共同研究に参画、麦類等のかび毒汚染実態調査として2種類のかび毒、オクラトキシンA50点（コーングリッツ5点、ポップコーン5点、ライ麦10点、小麦粉30点）及びフモニシンB₁及びB₂各30点（雑穀米10点、コーンスターチ5点、コーングリッツ及びコーンフラワー15点）を分析</p> <p>f. 動物由来たん白質の検出法の開発</p> <p>① 動物由来たん白質等の検出法として、豚肉骨粉検査分析用のELISA法（MELISA-TEKキット）の共同分析を16試験室で実施、チキンミール及びフェザーミールへの適用拡大及び日本食品衛生学会学術講演会で結果を発表</p> <p>② 平成18年度農林水産省委託事業に参画、牛由来たん白質検出用イムノクロマトキット（試作品）の評価試験の実施及び結果の報告</p> <p>③ 株式会社森永科学研究所との共同研究に参画、非特異反応除去した改良キットの開発及び評価試験の実施並びに飼料分析基準検討会に結果報告</p>
<p>カ 牛海綿状脳症の発生防止のための対応</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等に対する飼料の流通経路等の調査を必要に応じて行う。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生防止のための対応</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等に対する飼料の流通経路等の調査を必要に応じて行う。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生防止のための対応</p> <p>我が国において牛海綿状脳症が発生したことを踏まえ、牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、牛海綿状脳症の発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等に対する飼料の流通経路等の調査を必要に応じて行う。</p>	<p>カ 牛海綿状脳症の発生防止のための対応</p> <p>牛海綿状脳症の発生防止を万全なものとするため、次に掲げる調査を実施した。</p> <p>a. 24例目に係る発生農家等への飼養状況に関する現地調査 職員1名を2日間派遣</p> <p>b. 牛海綿状脳症の感染源及び感染経路の調査に係る立入調査 職員1名を1日間派遣</p> <p>c. 牛海綿状脳症の感染源及び感染経路の究明に係る飼料用動物性油脂の調査</p> <p>d. 牛海綿状脳症の感染源等に関する疫学検討に係るケースコントロール調査の一環として実施した畜産農家の飼料使用実態に関する聞き取り調査 135件実施</p>

<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請のあった日から業務日数で20日以内に処理する。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務処理の効率化により申請を受理した日から業務日数で20日以内に処理する。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務処理の効率化により申請を受理した日から業務日数で20日以内に処理する。</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示業務439件を適正に実施した。さらに、インターネットVPNを用いた台帳等管理による事務処理等の効率化により申請のあった日から20業務日以内に全て処理した。</p>
<p>(3) 飼料について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導等の業務 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して毎年1回調査を実施するとともに、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。</p>	<p>(3) 飼料について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導等の業務 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して毎年1回調査を実施するとともに、必要に応じて検定の精度管理等について技術的な指導を行う。 また、登録検定機関を対象として共通試料による共同試験を年1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認するとともに、必要に応じて検査技術について技術的な指導を行う。</p>	<p>(3) 飼料について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導等の業務 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のある登録検定機関に対して年1回調査を実施するとともに、必要に応じて検定の精度管理等について技術的な指導を行う。 また、登録検定機関を対象として共通試料による共同試験を年1回実施し、検定業務に係る技術水準を確認するとともに、必要に応じて検査技術について技術的な指導を行う。</p>	<p>(3) 飼料について登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導等の業務 登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、検定実績のあった登録検定機関（2機関）に対して分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行った。 また、検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を延べ7機関の10事業所に対して実施した。 なお、検定機関の新規登録又は登録更新にあたり5機関7事業所に対して技術上の調査を実施した。</p>
<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。</p>	<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を業務日数で50日間と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。</p>	<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を業務日数で50日間と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。</p>	<p>(4) 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等業務 ア 特定飼料等製造業者の登録等の申請に係る検査 特定飼料等製造業者の登録に係る調査が1件申請されたが、事務処理は次年度に完了する予定である。</p>
<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標</p>	<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申</p>	<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申</p>	<p>イ 規格設定飼料製造業者の登録等の申請に係る検査 規格設定飼料製造業者の登録等申請はなかった。</p>

準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。

請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を業務日数で40日間と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。

請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を業務日数で40日間と定め、事務処理の効率化を図り、当該標準処理期間内に検査を終了するよう努める。

ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査

(7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入等による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。

(4) 収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合にあつては、製造・品質管理の方法等の改善について技術的指導及び情報の提供を行う。

(7) 牛海綿状脳症の発生防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペトフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。

(I) 飼料を海外に輸出する業者等からの要請に基づき、当該飼料の製造事業

ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査

(7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入等による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。

また、製造管理等の状況をデータベース化し、技術的指導の高度化に活用する。

(4) 収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合にあつては、製造・品質管理の方法等の改善について、検査所の専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。

(7) 牛海綿状脳症の発生防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペトフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。

(I) 飼料を海外に輸出する業者等からの要請に基づき、当該飼料の製造事業

ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査

(7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染及び反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入等による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料等の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。

また、製造管理等の状況をデータベース化し、技術的指導の高度化に活用する。

(4) 収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例等が認められた場合にあつては、製造・品質管理の方法等の改善について、検査所の専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。

(7) 牛海綿状脳症の発生防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペトフードの製造事業場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。

(I) 飼料を海外に輸出する業者等からの要請に基づき、当該飼料の製造事業

ウ 飼料等の製造・品質管理の高度化に関する検査

(7) 牛等用飼料に肉骨粉等が混入することを防止するため、飼料等を製造する事業場432件に対して検査を実施し、肉骨粉等の交差汚染防止に係る製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。

また、製造管理等の実施状況を確認するチェックリストを作成してデータベース化し、検査及び技術的指導の高度化に活用した。

(4) 収去品の検査の結果、基準規格等に抵触する事例が認められた8件について、製造・品質管理の方法等の改善に関する検査所の専門的知見からの技術的指導及び情報の提供を行なった。

(7) 製造にあたり事前に農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する全ての事業場について、製造・品質管理状況を確認した。また、新たに大臣確認を受けた45製造事業場をホームページに公表した。

さらに、輸入魚粉等の製造工程について農林水産大臣による確認制度が新たに導入されたことから、輸入魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場の管理状況を576件確認した。

ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製造基準適合確認検査を12件実施し、製造基準に適合すると認めた事業場をホームページに公表した。

(I) 飼料を海外に輸出する業者からの要請に基づき、動物検疫所の輸出証明書発行要件となる肉骨粉等の使用に関する製造基準適合確認検査を44件実施

<p>場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>場の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を実施し、輸出先国の製造基準等への適否を確認する。</p>	<p>した。</p>
<p>(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 (7) 飼料製造管理者講習会の開催 飼料の安全性の向上に資する観点から、飼料製造管理者講習会を2年に1回以上実施する。 (4) 飼料の安全性及び品質の向上に資するため、検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を実施する。 (ウ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。 (イ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 (7) 飼料製造管理者講習会の開催 飼料の安全性の向上に資する観点から、飼料製造管理者講習会を2年に1回以上実施する。 (4) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を毎年10回以上実施する。 (ウ) 都道府県又は飼料製造業者等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。 (イ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 (7) 飼料製造管理者講習会の開催 飼料製造管理者講習会の受講者数の動向を勘案して、必要に応じ実施する。 (4) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を10回以上実施する。 (ウ) 都道府県又は飼料製造業者等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。 (イ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>(5) (1)から(4)までの業務に附帯する業務 ア 研修及び指導等 (7) 受講希望者調査をもとに、飼料製造管理者資格取得講習会(6日間、110名)を実施した。 (4) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令研修24回(受講者数1,205名)試験技術等の研修14回(受講者数21名)の計38回実施した。 (ウ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議(13回)へ講師を延べ13名派遣した。 (イ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ延べ50回参画し、専門的・技術的見地からの協力を行った。</p>
<p>イ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質を向上させるため、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については、第3の2の(1)から(3)まで及び(6)並びに第3の4の業務に支障のない範囲で実施する。</p>	<p>イ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については、第2の2の(1)から(3)まで及び(6)並びに第2の4の業務に支障のない範囲で実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 (7) 化学分析((ウ)を除く。) 30業務日 (4) 生物分析</p>	<p>イ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については、業務に支障のない範囲で実施する。 また、以下の依頼分析の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 (7) 化学分析((ウ)を除く。) 30業務日 (4) 生物分析 30業務日 (ウ) ダイオキシン類分析</p>	<p>イ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については、31件(54点)実施した。 また、実施に当たっては依頼分析の内容に応じて標準処理期間内に適切に処理した。 さらに、標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため、分析法の開発等分析技術の高度化及び事務手続きの合理化を図った。</p>

	<p>30業務日 (ウ) ダイオキシン類分析 60業務日 標準処理期間内に適切に処理するため、分析技術の高度化、事務手続の合理化を図る。</p>	<p>60業務日 標準処理期間内に上記の依頼分析を適切に処理するため、分析技術の高度化、事務手続の合理化を図る。</p>	
<p>(6) 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 立入検査及び質問の結果については、立入検査の日から業務日数で30日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終年度までに業務日数で5日間短縮する。</p>	<p>(6) 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 立入検査及び質問の結果の報告については、立入検査の日から業務日数で30日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終年度までに事務処理の効率化により業務日数で5日間短縮する。</p>	<p>(6) 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 立入検査及び質問の結果の報告については、立入検査の日から業務日数で30日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間の短縮に資するため、インターネットVPNを活用して各事務所間の報告を電子媒体で送付することにより簡素化する。</p>	<p>(6) 飼料安全法に基づく立入検査等業務 ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の1の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から全て30業務日以内に農林水産大臣に報告した。 また、立入検査等の結果の農林水産大臣への報告については、事務処理に係る既存の規程の改訂を行い、インターネットVPNを活用した本部及び各事務所間における報告事務の簡素化等、報告に要する期間の短縮に努めた。</p>
<p>イ 収去品の試験結果については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から業務日数で20日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終年度までに業務日数で5日間短縮する。</p>	<p>イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を収去した日から業務日数で20日間と定め、当該標準処理期間内に試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から業務日数で20日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間については、中期目標期間の最終年度までに事務処理の効率化により報告を業務日数で5日間短縮する。</p>	<p>イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験に要する標準処理期間を収去した日から業務日数で20日間と定め、当該標準処理期間内に試験を終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から業務日数で20日以内に農林水産大臣に報告する。 また、農林水産大臣への報告までに要する期間の短縮に資するため、インターネットVPNを活用して各事務所間の報告を電子媒体で送付することにより簡素化する。</p>	<p>イ 収去品の試験結果の報告については、試験に要する標準処理期間(20業務日)内に試験を終了するとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。 また、収去品の試験結果の農林水産大臣への報告については、事務処理に係る既存の規程の改訂を行い、インターネットVPNを活用した本部及び各事務所間における報告事務の簡素化等、報告に要する期間の短縮に努めた。</p>
<p>ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、前期中期目標期間中に整備した試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手</p>	<p>ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、前期中期目標期間中に整備した試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試験操作手</p>	<p>ウ 収去品等の試験結果の信頼性を客観的に確保する観点から、前期中期目標期間中に整備した試験責任者、信頼性保証部門等から構成する信頼性保証体制及び試</p>	<p>ウ 収去品等の試験結果の信頼性を確保する観点から、信頼性保証体制及び試験操作手順書に基づき試験を円滑に実施するとともに、本部および各地方事務所に対して試験結果報告書の査察を毎月実施(79件)した。 また、試験の精度を適正に保つため、本部及び各地方事務所に対して次に掲げる外部制度管理を実施した。</p>

<p>順書に基づき、試験施設において試験を円滑に実施する。</p>	<p>順書に基づき、試験を円滑に実施する。</p>	<p>験操作手順書に基づき、試験を円滑に実施する。 また、試験の精度を適正に保つため、外部機関における精度管理を行い、信頼性保証部門による試験の点検、確認を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ F A P A S (英国) 主催のアフラトキシン類 1回 ・ (財) 食品薬品安全センター主催のデオキシニバレノール及びニバレノール 2回 ・ (独) 農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所主催の精米中のカドミウム 1回
<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 土壤改良資材の検査 ア 土壤改良資材の表示の内容に関係する品質の検査 (7) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。 (4) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の検査結果をデータベース化し、利用者に提供する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 土壤改良資材の検査 ア 土壤改良資材の表示の内容に関係する品質の検査 (7) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。 (4) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の検査結果をデータベース化し、利用者に提供する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 土壤改良資材の検査 ア 土壤改良資材の表示の内容に関係する品質の検査 (7) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。 (4) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の試験結果のデータベースの作成を引き続き行うとともに、データベース化済みのデータについては、要請に基づき利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 土壤改良資材の検査 ア 土壤改良資材の表示の内容に関係する品質の検査 (7) 土壤改良資材の品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を32件実施し、品質に関する表示の適正化を図った。 (4) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の試験結果のデータベース30件の作成を引き続き行った。 なお、データの提供に関する要請はなかった。</p>
<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等から依頼を受けて土壤改良資材等の試験を実施するとともに、検査所において試験の内容に応じて標準処理期間を定め、当該標準処理期間内に適切に処理する。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等から依頼を受けて土壤改良資材等の試験を極力実施することとし、定められた次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。 (7) 一般試験 30業務日 (4) V A 菌根菌資材試験 60業務日</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等からの依頼試験については、業務に支障のない範囲で実施することとし、次に掲げる標準処理期間内に適切に処理する。 (7) 一般試験 30業務日 (4) V A 菌根菌資材試験 60業務日</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託 土壤改良資材の試験の依頼はなかった。</p>
<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び分析業者等を対象として、要請に応じて</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び分析業者等を対象として、要請に応じて</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び分析業者等を対象として、要請</p>	<p>(2) (1)の業務に附帯する業務 製造業者及び分析業者等を対象とする研修の要請はなかった。</p>

<p>研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>に応じて研修等を実施する。 また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	
<p>(3) 地力増進法に基づく立入検査 地力増進法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。</p>	<p>(3) 地力増進法に基づく立入検査 地力増進法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査の結果の報告については、中期目標期間中に、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、30業務日に短縮する。</p>	<p>(3) 地力増進法に基づく立入検査 地力増進法に基づく立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査の結果の報告については、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を、VA菌根菌資材を除き、平成17年度を基準として5業務日短縮するため、集中的な検査と同資材の集中試験による迅速化とともに、稟議手続きの合理化等事務処理の効率化の検討を行う。</p>	<p>(3) 地力増進法に基づく立入検査 地力増進法に基づく立入検査については、過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者、新規業者等32件に対する立入検査業務の重点化を図り、効率的かつ効果的に実施した。また、結果の報告については、稟議手続きの合理化等を行い、平成17年度を基準として5業務日短縮し35日以内に報告し、事務処理の効率化を図った。</p>
<p>4 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>4 カルタヘナ担保法関係業務 カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ担保法」という。）関係業務 カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ担保法」という。）関係業務 カルタヘナ担保法第32条に規程に基づく、同条第2項の農林水産大臣の指示はなかった。</p>
<p>5 消費者等への情報提供 肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の登録、分析結果等について、データベース化を図るとともに、これらの資材の安全性に係る情報等を、ホ</p>	<p>5 消費者等への情報提供 国民の食品の安全性に対する関心の高まりに対応し、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の登録や分析結果等についてデータベース化を図ると</p>	<p>5 消費者等への情報提供 国民の食品の安全性に対する関心の高まりに対応し、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の登録や分析結果等についてデータベース化を図ると</p>	<p>5 消費者等への情報提供 国民の食品の安全性に対する関心の高まりを踏まえ、登録申請に係る肥料原料や材料のデータベース化、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査結果等のデータベース化を実施した。 また、ホームページによる情報提供については、消費者、</p>

ームページ等により、消費者、農業者、生産業者等へ幅広く、積極的に提供するとともに、問合せ等に的確に対応する。

ともに、これらの資材の安全性に係る情報等を、ホームページ等で消費者、農業者、生産業者等へ幅広く、積極的に情報を提供するとともに、問合せ等に的確に対応する。

さらに、消費者、農業者、生産業者等との肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材に関するリスクコミュニケーションに資するため、インターネットを活用したメールマガジンを発行する等、必要に応じ、消費者、農業者、生産業者等との意見交換を行う。

ともに、これらの資材の安全性に係る情報等を、ホームページ等で消費者、農業者、生産業者等へ幅広く、積極的に提供する方法を検討するとともに、問合せ等に的確に対応する。

さらに、消費者、農業者、生産業者等との肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材に関するリスクコミュニケーションに資するため、インターネットを活用したメールマガジンの発行を検討する。また、必要に応じ、消費者、農業者、生産業者等との意見交換を行う。

農業者、生産業者等の関心の高い情報（肥料の登録の概略や食品のポジティブリスト導入による飼料の対応など）を迅速かつ分かりやすい形でトップページからリンクする形式により掲載した。

さらに、業務運営改善委員会肥飼料部会においてメールマガジンの発行についての検討を行った。

表8 照会等件数

肥料	8,131件
飼料及び飼料添加物	1,022件
土壤改良資材	153件

6 国際協力

輸入肥飼料等の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA (Japan International Cooperation Agency : 独立行政法人国際協力機構) 等の要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。

6 国際協力

輸入肥飼料の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA (Japan International Cooperation Agency : 独立行政法人国際協力機構) 等の要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。

6 国際協力

輸入肥飼料の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA (Japan International Cooperation Agency : 独立行政法人国際協力機構) 等の要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。

また、職員の語学力の向上を図るため、可能な限りJICAの主催する研修等に職員を参加させる。

6 国際協力

輸入肥飼料の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA (Japan International Cooperation Agency : 独立行政法人国際協力機構) の要請に応じ次に掲げるとおり研修生の受入れ及び海外からの視察の受入れを行った。

- ・海外青年協力隊技術指導派遣者に対する飼料分析等の講義
 - ・オーストラリア政府残留農薬専門家 検査状況等視察
 - ・韓国国立植物検疫官 GMO検査状況等視察
 - ・フィリピン農務省バイテク植物産業局植物貿易官 GMO検査状況等視察
- なお、海外への職員の派遣要請はなかった。
また、JICAの主催する研修等への参加はしなかった。

7 その他

(1) 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図るため、検査技術に関する研修を行う。

(2) 職員の検査分析技術力の維持・向上を図るため、GLP (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 制度等、検査分析機関としての国際基準の考え方の導入に資するため、次に掲げる取組を行う。

ア 検査分析に関する品質監視システムを整備し、国際

7 その他

(1) 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図るため、検査技術に関する研修会を開催する。

(2) 職員の検査分析技術力の維持・向上を図るため、GLP (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 制度、ISO/IEC 17025等、検査分析機関としての国際基準の考え方の導入に資するため、次に掲げる取組を行う。

ア 検査分析に関する品質監視システムを整備し、国際

7 その他

(1) 職員の検査技術及び検査能力の向上を図るため、法令や検査技術に関する研修会を開催した。また、環境省主催の機器分析研修への参加や放射線主任者の資格取得などを行った。

(2) 職員の検査分析技術力の維持・向上を図るため、次に掲げる事項を実施した。

ア 検査分析について、「肥料試験品質マニュアル」による品質監視システムを整備した。また、国際基準等の改変

	基準等の改変に応じ、随時見直しを行う。	基準等の改変に応じ、随時見直しを行う。	に応じた見直しについては、情報の収集に努め、平成18年度は実施しなかった。
	イ 検査所以外の機関が行う共同試験への参加等、外部精度管理による本部・地方事務所の評価システムの整備を実施する。	イ 検査所以外の機関が行う共同試験への参加等、外部精度管理による本部・地方事務所の評価システムの整備のための検討を行う。	イ 外部機関が実施する精度管理分析に次に掲げるとおり参加し、結果を基に本部及び地方事務所の評価システム整備のための検討資料とした。 ・FAPAS（英国）主催のアフラトキシン類 ・（財）食品薬品安全センター主催のデオキシニバレノール及びニバレノール ・（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所主催の精米中のカドミウム
第4 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。	第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 予算、収支計画及び資金計画については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けた検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。	第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画 予算の執行を適切に行い、前年度に引き続き業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。また、随意契約の見直し等、契約事務の適正化について検討し、随意契約限度額を国の基準額と同額まで引き下げよう、関係規程の改正を行った。 なお、中期目標の期間が終了したものとして運営交付金の精算等の処理を行い、当期総利益を計上した。 平成18年度収入決算額 1,853百万円 飼料検定収入等の計画を上回る収入が生じたことにより、収入予算に対し22百万円の収入増となった。 平成18年度支出決算額 1,680百万円 人件費に要する支出が予定を下回ったこと等により、支出予算に対し152百万円の支出減となった。
	第4 短期借入金の限度額 平成18年度 : 2億円 平成19年度～平成22年度 : 2億円 （検査検定3法人の合計額 : 10億円） （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	第4 短期借入金の限度額 平成18年度 : 2億円 （想定される理由） 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ	第4 短期借入金の限度額 短期借入金の借入は生じなかった。
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産の譲渡及び担保に供する事案はなかった。

	<p>第6 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>第6 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>第6 剰余金の使途 中期目標の期間が終了したものとして運営費交付金の精算等の処理を行った結果、当期総利益として、174百万円を生じ、全額を積立金として計上した。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析技術に関する研修を行う。 2 職員の検査分析能力の維持・向上を図るため、G L P (Good Laboratory Practice: 優良試験所規範) 制度等、検査分析機関としての国際基準の考え方の導入に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 以下の事項については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けて検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>1 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p> <p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するための検査検定3法人を横断した体制整備を念頭に入れつつ、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を行う。 (2) 人員に関する指標 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、検査検定3法人全体の人員費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる人件</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 以下の事項については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けて検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>1 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p> <p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するための検査検定3法人を横断した体制整備を念頭に入れつつ、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を行う。 (2) 人員に関する指標 業務の効率化を図り、人員を削減することにより人員費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、本年度は1%以上の削減を行う。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 以下の事項については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けて検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>1 施設及び整備に関する計画 平成18年度施設整備費補助金決算額 30百万円 札幌事務所のドラフトチャンバー等改修工事を計画に従い実施した。</p> <p>2 職員の人事に関する計画 (1) 方針 検査3法人統合準備委員会のもと、3法人の担当者が共同で作業を行うため、統合準備作業室を設置し、統合事務の円滑かつ効率的な実施を図った。 (2) 人員に関する指標 ア 平成18年度末常勤職員数 145人 平成18年度決算における人員費は986百万円であり、対前年度比で3.8%の削減を図った。 平成18年度決算額（平成17年度決算額） ①人件費総額 1,167(1,336)百万円 ②うち退職金及び福利厚生費 181(311)百万円 ③うち給与改定部分 0(0)百万円 ④人件費 (①-②-③) 986(1,025)百万円 ⑤対前年度決算比 986百万円 / 1,025百万円 = 96.206% また、人事院勧告を踏まえ、役職員の給与の見直し</p>

	<p>費の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成等についての計画 ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加及び国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。 イ 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図るため、検査技術に関する研修を行う。</p>	<p>を行った（俸給表の変更、昇級制度の改正、地域手当の新設、勤勉手当の変更）。</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成等についての計画 ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加及び国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。 イ 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図るため、検査技術に関する研修を行う。</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成等についての検討 ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から5名（うち女性2名）採用するとともに、国等が行う研修について一般研修12名、技術研修26名参加した。 また、農林水産省等他機関との人事交流を実施した。（転出20名、転入15名） イ 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図るため、検査技術に関する研修を行った。 また、「原子吸光分光光度法／ICP質量分析法基礎と実際」研修に28名参加した。</p>
	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当した。</p> <p>繰越積立金の取崩し額 11百万円</p>

(別紙)

中期目標・中期計画に定められていない、緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務

(別紙)
 中期目標・中期計画に定められていない、緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務

農林水産省からの指示・要請に基づく業務	事業年度報告
<p>1 緊急検査等</p> <p>(1) 肥料生産事業場への緊急立入検査を行う。</p> <p>(2) 輸入乾牧草中の除草剤（プロモキシニル）の分析を行う。</p> <p>(3) 魚粉及び魚粉を原料とする飼料のマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの分析を行う</p>	<p>(1) 有害成分違反発生に伴う原因究明のために肥料生産事業場2件及び牛海綿状脳症の発生に伴う汚泥肥料生産事業場2件への緊急立入検査を実施し、報告した。</p> <p>(2) 輸入乾牧草から農薬であるプロモキシニルが高濃度に検出されたことから、立入調査を実施し、採取した輸入乾牧草等19点について同農薬の分析を実施し、報告した。</p> <p>(3) 農林水産省が実施したマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの養魚用飼料等への混入調査の結果を受け、飼料の安全性を確保するため、魚粉製造事業場、養魚用飼料製造事業場等に緊急立入検査を実施するとともに、収去した飼料100点について分析を実施し、報告した。</p>
<p>2 調査研究</p> <p>(1) 水産練り製品等中の動物由来たん白質・DNAについて、現行ELISA法及びPCR法により調査を行う。</p>	<p>(1) 水産練り製品等中の牛及び家きん由来たん白質について、現行ELISA法及びPCR法により調査を実施し、その結果をとりまとめ、報告した。</p>
<p>3 調査</p> <p>(1) 日本向けに輸出される肥料の製造施設の調査を行う。</p>	<p>(1) 派遣要請に基づき、職員を韓国及び台湾に派遣して、日本向けに輸出される蒸製皮革粉の製造施設の調査を実施し、報告した。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 組換えDNA技術応用飼料の安全性確認の申請に係る提出資料等の事前確認を行う。</p>	<p>(1) 開発業者から提出された遺伝子組換え体とうもろこし6275系統等4系統に関する安全性確認に係る提出資料等の事前確認を実施し、報告した。</p>